

江津市による「攻め」と「守り」の農業

江津市農林商工課



1. 「桜江農業特区」による農業生産法人以外の法人の農業への参入

農業生産法人以外の法人が農用地を借りて農業に参入することについては、平成15年4月から構造改革特別区域法により認められて、江津市では旧桜江町が「桜江農業特区」として認定され、2つの法人が農業に参入しました。

平成17年9月1日には、農業経営基盤強化促進法で「特定法人貸付事業」として全国で実施できるようになりました。

平成20年9月1日現在、島根県では26法人が参入していますが、そのうちの4法人は江津市での参入です。江津市では、特定法人貸付事業により農業に参入する一般企業を農業の新たな担い手として位置付け、企業の参入を積極的に推進されています。江津市農林商工課に市の取り組みを紹介していただきました。

2. 農業への企業参入推進等による農地の利活用

● 企業への期待

—江津市と合併前の旧桜江町では、特区の認定を受けて、建設会社が農業に参入されました。相当話題になった当手を振り返るといかがでしょうか。

江津市 県は集落営農の設立を推進してきたが、関連する補助事業が縮小され、新たな組織の立ち上げが厳しくなっていた。立ち上がった集落営農でも高齢化や、組織が出来たことが逆に災いして組織内の分業の結果、労働力不足が進んだり、農協頼みのため、収支が改善されない組織もあった。

そこで、経営感覚の鋭い一般企業のノウハウを農業にも導入できないかと考えた。

また、その頃から公共事業の著しい削減が進み、農業に関心を持つ建設業者もあった。

—「農業特区」の狙いは。

江津市 中山間地域の条件不利を克服するためには、付加価値の高い農業生産物を作り、農協に頼らないマーケティングによる「攻めの農業」で黒字を出す自立経営が必要だ。そのためには、企業の、それまでの経営で培われた経営感覚・人材・管理能力・技術のセットが必要だった。黒字の企業は地域の雇用を確保し、定住対策にもつながる。

一方、集落営農は農地の保全と地域活性化など、集落の維持に役立ってもらいたい。

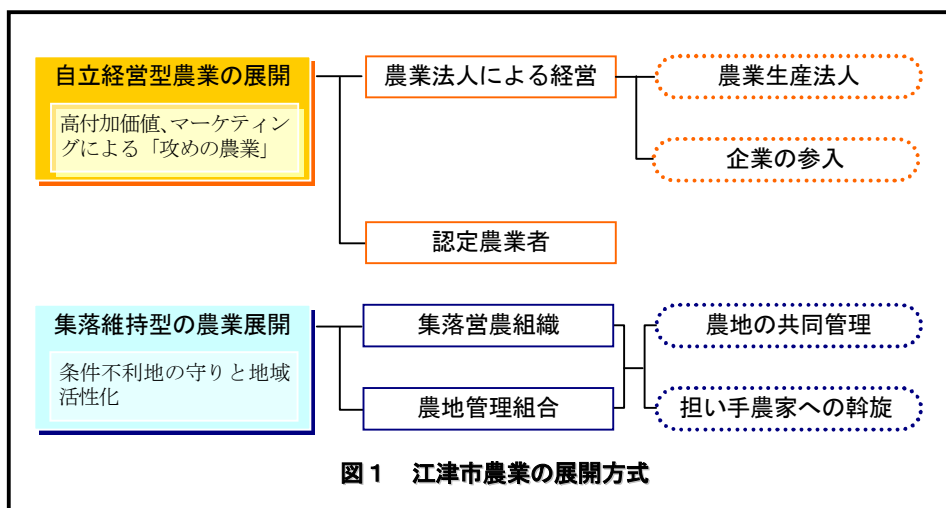


図1 江津市農業の展開方式

企業の参入の推進と課題

—耕作放棄地の解消と企業の参入の推進に取り組まれたきっかけは。

江津市 旧桜江町では、農業生産額、農地面積などはピーク時に比較して半減しており、当時の町長から「農業を産業にしたい」と指示されたことがきっかけとなった。平成 14 年度に遊休農地を調査し、所有者の意向調査を実施したところ、既に農業就業者の高齢化率は 70%を越え、農家による農業生産の意欲は期待出来ない状況にあった。また、江の川の水害の常習地帯であることから農地の遊休化が拡大した。さらに、輸入農産物との価格競争のため、農産物を作っても赤字になる程度にまで農産物の価格が低落し、農業から撤退する農家が続出した。その広がりや平成 14 年当時、特に大きくなっていた。

こうした課題が山積する中で、ある程度まとまった農地が確保出来る見通しがついたことが、農業の企業化を進める計画を打ち出す背景となった。折しも小泉内閣において、構造改革特区により、農業への企業参入への道が開けた。

—企業に限らず、効率的に農作業をするためには農地の集積が課題ですが、江津市の取り組みは。

江津市 企業が参入を検討した区域で、一斉に農家の意向調査をした。平成 15 年度に農業経営基盤強化促進法が改正され、周辺地域の営農に支障が生じる耕作放棄地の所有者には草刈りなどを命令できるようになり、命令に違反したら 30 万円以下の罰金を課すことが出来るようになった。意向調査で、このことも知らせたところ、「農地を荒らしたことで罰金をとられてはたまらない」ということか、農地を貸したいという農家が多く、ある程度まとまった農地を確保できた。

次に、耕作放棄地のほ場条件を調査した。ほ場の条件によっては、耕作作物や耕作者の制約があったり、選択が必要となる。このため、畑については一筆づつの土壌調査を実施した。砂礫が多いほ場は桑など永年性作物を栽培する健康食品会社へ貸し付け、野菜等の栽培に適したほ場はゴボウなどを生産する農業参入企業へ貸し付けることとした。

—企業に貸すというのはこれまでにない取り組みでした。農地の所有者の方の反応はいかがでしたか。

江津市 当初、農家は、企業が農地を転用することを心配していたようだったが、企業がまじめに農業に取り組み、集落の共同作業なども出役したことから地域の信頼を獲得し、安心したようだ。今では「農地を借りて欲しい」と企業に直接持ち込む農家もいる。

現在の制度では、農家が直接企業に土地を貸すのではなく、市が間に入り、企業に転貸することになっている。農家、特に不在地主は、市が間に入ることで安心している。農地の貸し借りだけでなく、集落の共同出役作業などについても、市と企業が協定を締結しているが、これも農家の安心を得るためには絶対に必要だ。



参入企業による農業の様子

—耕作放棄地の利活用では、基盤整備の費用負担がポイントのようですが。



企業による農地の復旧

江津市 平成 17 年度当時、復旧が必要な耕作放棄地は補助事業で整備した。当時は県 50%、市 45%の補助をし、企業は農地整備費の 5%を負担するのみで済んだ。現在は、県単独事業で 1/3 もしくは国の補助事業で遊休農地整備費の 50%を市町村や企業など地元で負担する必要がある。

ある程度まとまったほ場であれば、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」などの国の補助事業を活用して整備しているが、まとまりのない農地は、平成 19 年度から始まった農地・水・環境保全向上対策の集落協定の中で交付金を活用してある程度の農地の復元も図っている。

耕作放棄地になる前に

—耕作放棄地になる前に何とかしたいですね。

江津市 市では、耕作放棄される前に担い手へ斡旋するための「農地流動化システム」を構築している（図2）。耕作放棄地が出たら、地域活動組織が地域の中での解決を目指す。地域内で解決できなければ農業委員会・農林商工課・島根県・JA で構成する「江津市担い手支援協議会」が広域的に担い手を探すこととしている。

ただし、企業でも個人でも、効率的な作業をするためには農地の集団化が課題。農地の主な出ushi手である高齢農家は体が動くまでは頑張りたいと考えていることが多く、離農の時期はバラバラになる。その間に農地の荒廃化が進展していたが、平成19年度から「農地・水・環境保全向上対策」の推進を図り、平成12年度から始まっている「中山間地域等直接支払制度」で市内農用地の9割の面積をカバーした。この両制度の協定を締結した構成員から成る「地域活動組織」が、誰も作り手がない農地を共同管理するというシステムを確立したことで、耕作放棄の回避を図っている。



用水路共同管理

農地・水・環境保全向上対策の地域活動組織による活動。

—意向調査も繰り返し行っているようですが。

江津市 遊休農地所有者への意向調査は、農地の流動化を促す手法として必要であり、あわせて耕作放棄を制限する情報の提供としても必要である。意向調査では、「農地は誰にも貸さず売らず、荒れても構わない」という回答をされる方もいるが、この場合は農業経営基盤法の罰則規定を説明した資料等を送付して理解を求めている。

—最後に一言、耕作放棄地対策や農業を取り巻く環境、国や県の施策等、自由にお願ひします。

江津市 農業従事者の高齢化で担い手が不足し耕作放棄地が増加するという現象について、農政の大きな課題であることには間違いないものの、一方で戦後の農地改革以降これまで農地の小規模経営化を必然的に制度化してきたところであり、むしろ農業経営の大規模化のための農地の集積を図るためにはこれからの絶好のチャンスでもある。耕作放棄を野放しにできないような法制化を図り、農地の流動化を促進できる環境をつくる必要がある。



耕作放棄地への放牧

本市では農業への企業参入や6次産業化を推進しているが、これらの対象農地はある程度まとまりがあり、平坦地域の管理面で効率的なところとなる。従って中山間地域等条件不利地域では、集落の共同管理組織や任意の集落営農組織が最終的に農地の遊休化を防ぐこととなることから、農地の貸借契約において、契約者を個人でなくこうした組織(代表者)と締結できるように農業経営基盤法において制度化して頂きたい。

中国からの輸入農産物の安全性が社会問題化している今日、地産地消や自給率の確保、安全・安心の農産物確保、中山間地域の農業集落の維持および農業者の生き甲斐づくり等の観点から、農産物集荷経費の補助による農産物直売システムの構築やパイプハウスや農機具の補助による小規模農業の支援対策が必要だ。



江津市農林水産物直売所の「三彦市」(さんびこいち)の様子。

江津産の野菜を中心に、生産者名を表記した「顔の見える商品」を販売されています。

生産者も普段家庭で食べている野菜が、生産者自身によって包装され、値段をつけられて出品され、輸送がないから、痛みも少なく、防腐剤などの使用もない、新鮮、安全、安心の野菜だそうです。

(<http://www.e-iwami.com/sanhiko/>)

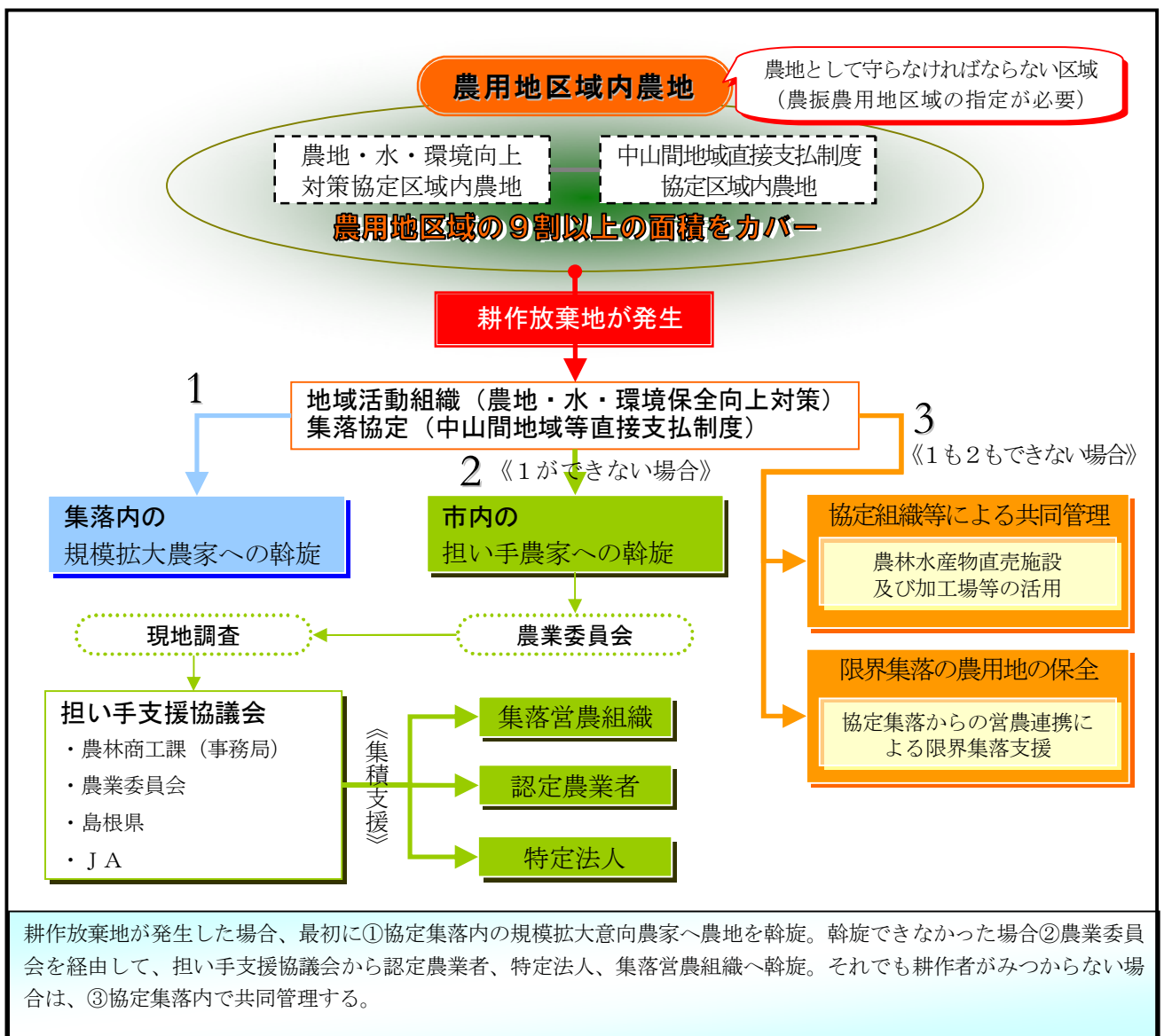


図2 江津市農地流動化システムの構築イメージ